

相続税制改正の影響：地域別精査

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

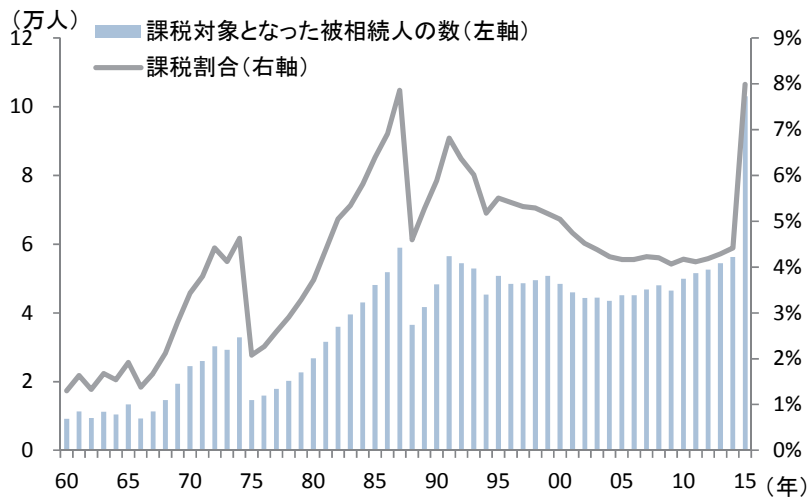
1. 2015年分の相続税課税状況の詳細が、今夏公表された国税庁統計情報等で明らかになった。相続税は、平成25年度税制改正により改正され平成27年1月1日から施行されている。改正後の相続税の課税状況について、本稿では地域別にその概要を報告する。
 2. 2015年の被相続人のうち相続税の課税対象となった人の割合はバブル期を上回り、現行課税方式の下では過去最高となった。「課税価格階級1億円以上」の被相続人は前年から3%増加したのに対し、「課税価格階級1億円以下」は前年の4倍に増加しており、課税対象者の裾野が広がることにより影響が大きくなっている。
 3. 相続税制改正の影響を都道府県別に分析したところ、どの地域でも課税割合が上昇し、課税対象となった被相続人数が増加した。課税割合の上昇幅は大都市圏で特に大きくなっている。一方、課税対象となった被相続人数の増加率を見ると、地方圏の方が大きい。相続税制改正の影響は、富裕層の人数が多い大都市圏に目を奪われがちだが、実は地方圏でも大きな変化が生じていることは見逃せない。
 4. 全ての都道府県について地区別により詳細な分析を行ったところ、課税割合の差は都道府県別に見た時よりも一層大きくなった。課税割合が高い地区は2015年には一層高くなったが、トップ20の順位変動も見られた。また、同一都道府県内においても、地区によって大きな差が生じている。課税割合が最も高い地区は県庁所在地であることが多いが、県庁所在地を大きく上回る地区や、同じくらい課税割合が高い地区が複数ある場合も少なくない。
 5. このように、2015年の相続税制改正の影響は大きく、これまでごく一部の人しか対象とならなかった相続税も、課税対象者の裾野が広がることでより多くの家計が意識するようになってきたと見られる。また、人口動態上、死亡者数の増加が続き相続が身近におきていることも、家計の相続への関心を高めていよう。さらに、相続税の課税対象者が広がる中では、配偶者の相続に関する議論も進められている。
- 制度改正で多くの人に影響を受け、相続への関心はいっそう高まっていると見られるが、金融機関側でも家計の金融ニーズを引き出し応えていくために、顧客目線で工夫を重ねていく取組みが引続き求められる。

I はじめに

2015 年分の相続税課税状況の詳細が、今夏公表された国税庁「統計年報」等で明らかになった。相続税は、平成 25 年度税制改正により改正され平成 27 年 1 月 1 日から施行されている。改正後の相続税の課税状況について、本稿では地域別にその概要を報告する。

2015 年中の被相続人（亡くなられた人）の数は 129 万人で前年から 1.4%増加し、そのうち相続税の課税対象となった人は 10.3 万人で前年から 83%増加した。課税割合（後者が前者に占める割合）は 8.0%とバブル期を上回り、現行課税方式の下では過去最高となった（図表 1）。

図表 1 相続税の課税対象となった被相続人の数と課税割合の推移

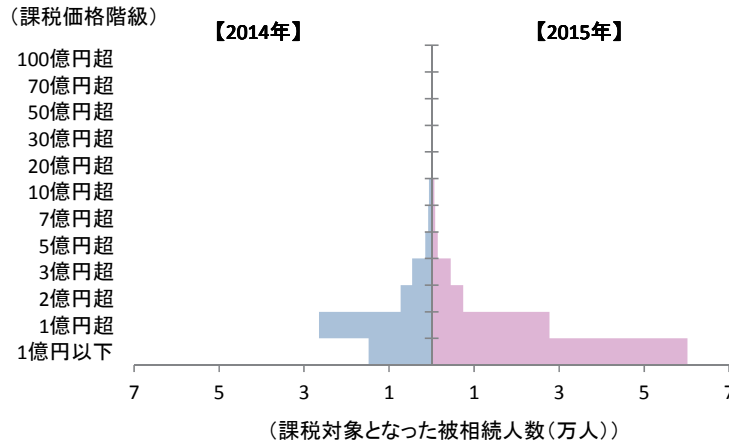


(出所) 国税庁統計情報等より野村資本市場研究所作成

II 相続税制改正の影響が大きかった理由

相続税制改正の影響が大きかった理由は、現行の課税方式の下では初めて、相続税の基礎控除が引き下げられたことにある。改正前は「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数」だったが、改正後は「3,000 万円+600 万円×法定相続人数」へと、基礎控除が 4 割引き下げられた。基礎控除の引き下げに加えて財産価格の上昇もあり、これまでは課税対象とならなかった階層でも新たに対象となる人が増えたため、今般の相続税制改正の影響は大きくなった。課税価格階級別の被相続人の数を見ると、2015 年は「課税価格階級 1 億円以上」の被相続人は 3%増加したのに対し、「課税価格階級 1 億円以下」は前年の 4 倍に増加しており、課税対象者の裾野が広がることにより影響が大きくなっている（図表 2）。

図表 2 課税価格階級別の被相続人の数（2014年と2015年）



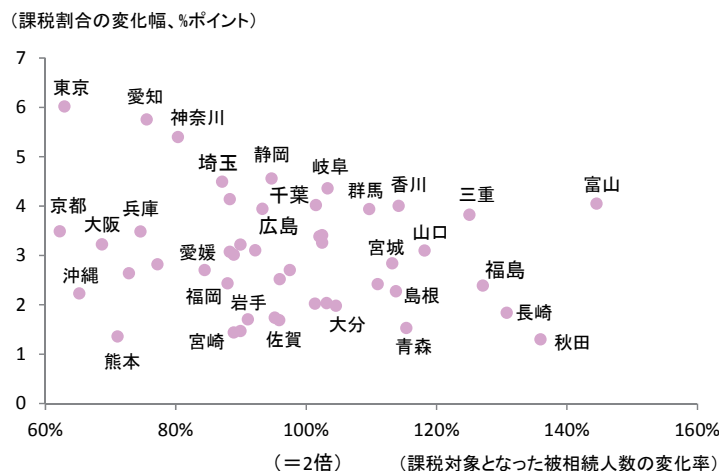
(出所) 国税庁統計情報より野村資本市場研究所作成

Ⅲ 相続税制改正の地域別影響

1. 都道府県別の影響

相続税制改正の影響を都道府県別に分析したところ、どの地域でも課税割合が上昇し、課税対象となった被相続人数が増加した（図表 3）。例えば、東京都では課税割合が 9.7%から 15.7%へ上昇しており、課税割合の上昇幅は東京都や愛知県、神奈川県など大都市圏で特に大きくなっている。一方、課税対象となった被相続人数の増加率を見ると、富山県、秋田県、長崎県など地方圏の方が大きい。また、課税価格の増加率を見ると、香川県、青森県、宮城県の順に大きくなっている。

図表 3 都道府県別の相続税制改正の影響



(注) 2014年から2015年の変化を示した。
 (出所) 各国税局統計情報等より野村資本市場研究所作成

相続税制改正の影響は、富裕層の人数が多い大都市圏に目を奪われがちだが、実は地方圏でも大きな変化が生じていることは見逃せない。

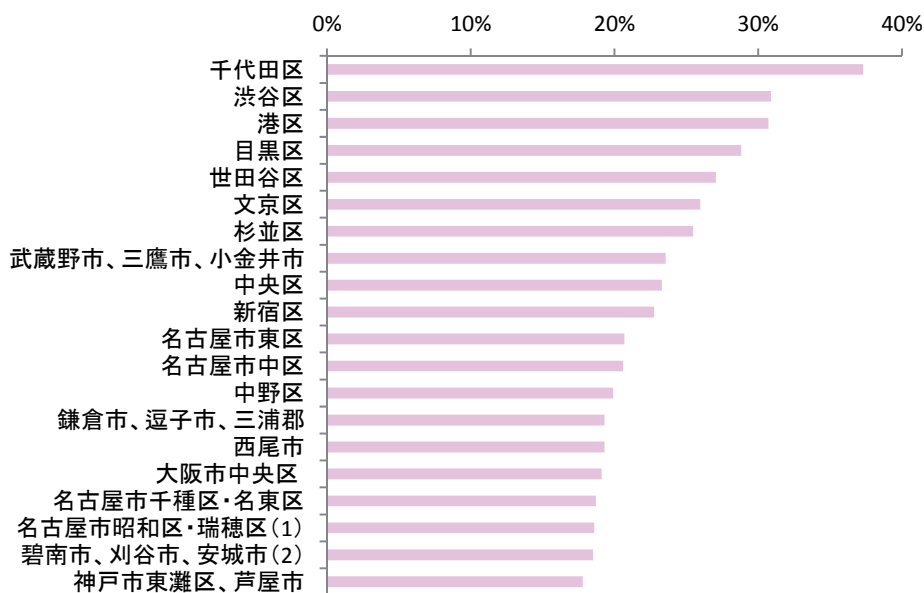
2. より詳細な地区別の影響

全ての都道府県についてより詳細な地区別（市・区別）の課税割合を筆者が算出したところ、課税割合の差は都道府県別に見た時よりも一層大きくなった。図表4は、課税割合が特に高い地区を抽出した結果である。課税割合が最も高い東京都千代田区では、被相続人のうち3人に1人は課税対象となっていることがわかる。また、大阪市の中でも中央区は全国でも有数の課税割合が高い地区であるが、実は大阪市下は区ごとに課税割合の差が大きく、最大で約17%ポイントの開きがある。

これらの地区は2014年も課税割合が高かったが、2015年の税制改正を経てその課税割合はそれぞれ一層高まっており、トップの千代田区は2014年からの変化幅が最も大きい地区でもある。ただし、トップ20の地区は順位変動も見られ、2014年と比べて2015年は、名古屋市東区が大きく順位を上げたほか、西尾市が圏外からトップ20に入った。

また、同一都道府県内においても、地区によって大きな差が生じていることがわかる。各都道府県内において、課税割合が最も高い地区は県庁所在地であることが多いが、神奈

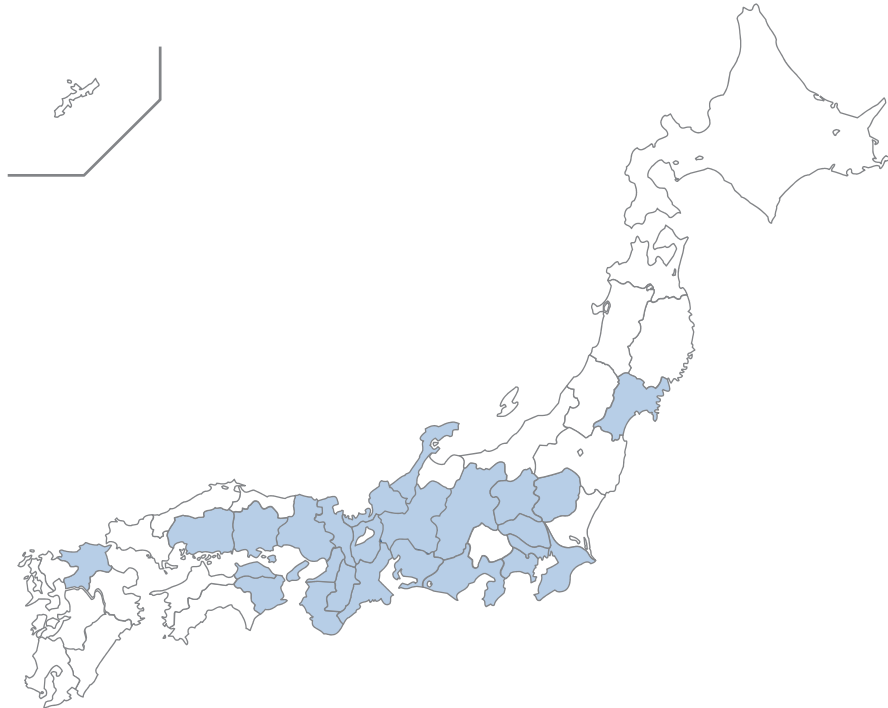
図表4 相続税の課税割合が高い地区トップ20（2015年）



(注) 1. 区名の前に都市名がないのは東京都。
2. 港区は離島を含まないで計算。
3. (1)は天白区、日進市、長久手市、愛知郡を、(2)は知立市、高浜市を含む。

(出所) 各国税局統計情報等より野村資本市場研究所作成

図表 5 相続税の課税割合が高い地区を含む都道府県（2015年）



（注） 相続税の課税割合が全国平均値を上回る地区を含む都道府県をシャドウで示した。
 （出所） 各国税局統計情報等より野村資本市場研究所作成

川島の鎌倉市・逗子市、兵庫県の芦屋市、千葉県の市川市・浦安市のように、県庁所在地を大きく上回る地区がある場合も少なくない。三重県の桑名市も、課税割合が県庁所在地を上回る地区であるが、同市の課税割合は 2014 年には全国平均値を下回っていたが 2015 年にはそれを上回るほど増加した。そのため、都道府県別に見ると全国平均値を上回るのは 12 都府県しかないが、地区別に見ると全国平均値を上回る地区を含むのは 25 都府県にのぼる（図表 5）。この他、同一都道府県内には県庁所在地の他にも、同じくらい課税割合が高い地区が複数ある場合も少なくない。

IV 終わりに

このように、2015 年の相続税制改正の影響は大きく、これまでごく一部のしか対象とならなかった相続税も、基礎控除額が引き下げられ課税対象者の裾野が広がることで、より多くの家計が意識するようになってきたと見られる。また、人口動態上、死亡者数の増加が続き相続が身近におきるようになってきていることも、家計の相続への関心を高めると見られる。

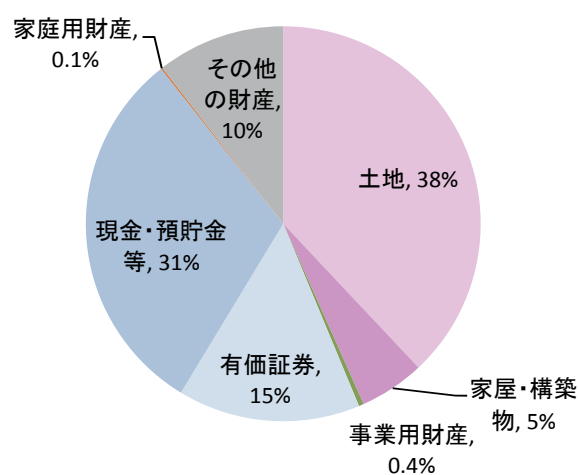
相続税の課税対象者が広がる中で、配偶者の相続に関する議論も進められている。報道

によると¹、法制審議会の部会は 2017 年 7 月 18 日、遺産分割の規定を見直し、婚姻関係が 20 年以上の夫婦のどちらかが死亡した場合、配偶者に生前贈与や遺言で贈与された住居は遺産分割の対象から除外するとした試案をまとめた。例えば、夫が亡くなり配偶者の妻と子どもが相続人の場合、妻はこれまでは住居を含めた遺産の 1/2 を得るが、試案では住居を除いた遺産の 1/2 を得ることになり、妻の取り分が増えることになる。相続税統計で相続財産を種類別に見ると、「土地」と「家屋・構築物」は現行課税方式の下では常に最大の相続財産であり、2015 年の相続税制改正後も同様である（図表 6）。今回の試案が実現されれば、残された配偶者が遺産分割のために住居の売却を迫られるようなこともなく生活が安定しやすくなり、その影響は大きいと見られる。また同試案には、故人が残した預貯金について、遺産分割協議中でも葬儀費用や生活費用に充てる仮払いを認める制度の創設も盛り込まれている。

今後については、法務省では 8 月上旬からパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて年内にも要綱案をとりまとめ、2018 年の通常国会で民法改正案の提出を目指すとしている。民法改正が固まれば、政府・与党で税制の具体像も検討されることになる。

制度改正で多くの人に影響を受ける中で、相続への関心はいつそう高まっていると見られるが、金融機関側でも家計の金融ニーズを引き出し応えていくために、顧客目線で工夫を重ねていく取組みが引続き求められる。

図表 6 種類別相続財産の内訳（2015 年）



（出所）国税庁統計情報より野村資本市場研究所作成

¹ 「遺産分割から住居除く、贈与の場合、配偶者に配慮、法制審が試案」日本経済新聞 2017 年 7 月 19 日朝刊 1 面。